

広島県・島根県観光連携協議会広域周遊スタンプラリー実施業務
企画提案競技募集要領

1 業務概要

(1)業務の目的

広島県と島根県の相互誘客のため、また、広島県と島根県を訪れる観光客が両県を周遊するきっかけを作るために両県の観光施設等を対象とするスタンプラリーを広島県・島根県観光連携協議会（以下「協議会」と言う。）が実施することとし、その企画運営を委託する。

(2)業務内容

別紙「広島県・島根県観光連携協議会広域周遊スタンプラリー実施業務委託仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4)委託料上限額

4,800千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 参加資格

この企画提案競技に参加できる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。

(1)複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。

(2)コンソーシアムの構成員もしくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑤広島県、島根県に事業所を有する者にあつては、事業所の所在する県における県税の滞納がないこと。
- ⑥両県に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在する都道府県における都道府県税の滞納がないこと。
- ⑦複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

⑩発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

⑪宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 募集に関する参加方法・スケジュール等

業務の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴取して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 提案競技募集要領及び仕様書等の配布期間、入手方法

① 配布期間

令和6年8月1日(木)から令和6年8月13日(火)正午まで

② 入手方法

次のア、イまたはウのいずれかによる。

ア 広島県・島根県観光連携協議会事務局（島根県広島事務所）

（〒730-0032 広島市中区立町1-23 ごうぎん広島ビル6階）にて直接受け取る

イ 島根県広島事務所ホームページ又はひろしま公式観光サイト「Dive! Hiroshima」からダウンロードする

ウ 郵送により請求する

ただし、上記ウの場合は、①の期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 参加表明書の提出

企画提案競技に参加する者は、参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）を期日までに持参または郵送により提出すること。また、以下の書類を併せて提出すること。

・参加表明書（様式1）

・誓約書（様式2）

・広島県、島根県に事業所を有する者は、事業所の所在する県の県税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）

・広島県、島根県に事業所を有しない者（両県に納税義務のない者）は、主たる事業所が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）

・税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）

※コンソーシアムによる参加の場合は、構成員すべての証明書を添付すること。

・コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムによる参加の場合のみ）

・過去の同様、類似事業の実績（様式自由）

・会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

なお、上記提出資料等の作成、提出等に係る経費は提案者の負担とする。

① 参加表明書の提出期限

令和6年8月13日(火) 正午

② 提出場所

〒730-0032 広島市中区立町1-23 ごうぎん広島ビル6階

広島県・島根県観光連携協議会事務局（島根県広島事務所内）

TEL:082-541-2410

ただし、持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は、簡易書留による必着に限る。

③参加資格の通知

令和6年8月14日(水)までに通知する。

(3)仕様書等に対する質疑

質疑がある場合は、企画提案質問書（様式3）を期日までに持参、郵送またはメールにより提出すること。なお、質疑にあたっては趣旨を明確にすること。趣旨が不明確な場合などは、質問書の再提出を求める場合がある。

①質問書の提出期限

令和6年8月13日(火) 正午

②提出場所

ア 持参または郵送の場合

上記3(2)②に示す提出場所へ提出すること。

イ メールの場合

hiroshima-ofc@pref.shimane.lg.jp へ提出すること。

③質疑の回答予定日

令和6年8月15日(木)

なお、質問に対する回答は、島根県広島事務所ホームページ及びひろしま公式観光サイト「Dive! Hiroshima」へ掲載する。

(4) 企画提案書の作成及び提出

①作成方法

別紙「広島県・島根県観光連携協議会広域周遊スタンプラリー実施業務委託企画提案書作成要領」による。

②提出期限

令和6年8月23日(金) 午後3時 (必着)

③提出場所

〒730-0032 広島市中区立町1-23 ごうぎん広島ビル6階

広島県・島根県観光連携協議会事務局（島根県広島事務所内）

④提出方法

持参または郵送等による。ただし、持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く）までとし、郵送による場合は、簡易書留による必着に限る。

※提出期限以降の企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤留意事項

・企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合があるので留意すること。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 作成要領に 指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(オ) 虚偽の内容が記載されているもの。

- ・企画提案書の作成、提案及び提出等に係る経費は提案者の負担とする。
ただし、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり5,000円（消費税及び地方消費税を含む）を受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。なお、受託者及び資格審査により参加資格がないとした者に対しては支給しない。
- ・企画提案の採否は、文書で通知する。
- ・本要領に基づき提出された書類等は返還しない。
- ・受託者による提案は、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で、事務局と受託者で協議のうえ、内容の一部を変更することがある。
- ・審査の結果（不採択理由等）に関する問い合わせには応じない。

(5) 審査方法等

①審査方法

原則、提出された企画提案書による書面審査とし、次の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。

②評価基準

別紙「広島県・島根県観光連携協議会広域周遊スタンプラリー実施業務 審査評価基準」のとおり

③提案者への採否通知

令和6年8月29日（木）までに、提案者全員に通知する。

(6) 契約内容等

①委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

②委託料上限額

4,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

上記金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、広島県・島根県観光連携協議会との打ち合わせ等に要する費用を含む。

③契約方法

受託者と委託内容について協議の上、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。なお、仕様書の変更等により契約締結後に契約金額が変更となる場合はその都度変更契約を締結し、変更契約書を作成するものとする。

④委託料の支払い

精算払とする。

⑤一括下請け及び再委託の禁止

受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ事務局の承認を得てその一部を再委託することができる。

⑥契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条の2各項のいずれかに該当する場合は免除する。

⑦個人情報の保護

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を順守すること。

⑧契約書及び仕様書

別途作成、提示する。

⑨著作権等

委託者に対し、その作成する成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

なお、万一、その作成する成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、受託者の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとする。

本業務により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他の権利は、協議会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合は、協議会は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

また、成果物については、著作者人格権を行使しないことを許諾すること。

⑩その他

提案書は、本業務受託候補者の選考以外に、提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号）に基づき開示する場合がある。

【問い合わせ先】

広島県・島根県観光連携協議会事務局

（島根県広島事務所内） 担当 馬庭

電話 082-541-2410

E-mail hiroshima-ofc@pref.shimane.lg.jp